



建業第 2214 号
令和元年 11 月 14 日

神奈川県行政書士会 会長様

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課長



令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う建設業許可等に係る特例措置について（通知）

標記について、令和元年 10 月 18 日付けで「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）」に基づく「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第 129 号）」及び「同日付け国土交通省告示第 720 号」が別添のとおり公布・施行されました。

これに基づき、建設業許可、経営事項審査、解体工事業者登録及び浄化槽工事業者登録に係る許可等の有効期間の延長等の特例措置等が次のとおり実施されることとなりましたので、御留意くださるようお願いいたします。

1 特例措置等の概要

- (1) 特定被災地域内に主たる営業所（又は住所）を有し、令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 30 日までの間に有効期間が満了する者（令和元年 10 月 9 日以前に更新の申請がなされ、かつ、更新の許可等通知がされている場合を除く。）について、当該有効期間の満了日を一律に令和 2 年 3 月 31 日に延長する。
- (2) 特例措置を受けた許可等の更新後の新たな許可等の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から 5 年間とする。
- (3) 経営事項審査については、特定被災地域内に主たる営業所を有し、直近の経営事項審査が平成 30 年 3 月 10 日から平成 30 年 8 月 30 日を審査基準日とするものに限り、その有効期間の満了日を一律に令和 2 年 3 月 31 日に延長する。
- (4) 特例措置により有効期間の満了日が令和 2 年 3 月 31 日に延長された場合でも次の経審の有効期間は当該審査基準日(決算日)から 1 年 7 か月である。

2 許可等満了日延長の対象となる許可、届出等

- ① 建設業法に基づく許可
- ② 建設業法に基づく経営事項審査
- ③ 浄化槽法に基づく浄化槽工事業者の登録
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業者の登録

3 特定被災地域（令和元年台風第 19 号に際し災害救助法が適用された市町村の区域）

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村

問合せ先

横浜駐在事務所建設業審査担当 吉田、世古口、篠原
電話 045-313-0722